

# 農山漁村振興交付金（山村活性化対策） 実施要領

制定  
29農振第2261号  
平成30年3月28日  
農林水産省農村振興局長通知

最終改正 令和8年4月7日付け7農振第2921号

## 第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（3）の山村活性化対策の実施については、交付等要綱に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

## 第2 事業内容等

山村活性化対策は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援するものであり、山村の地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う当該事業に対する交付金（以下「山村活性化支援交付金」という。）を交付する。

なお、具体的な事業内容、交付金の交付のための選定要件等は、別表に定めるものとする。

### 1 山村活性化対策事業

- （1）地域資源の賦存・利用状況等の調査
- （2）地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
- （3）地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組、販売促進

### 2 商談会開催等事業

- （1）商談会開催支援
- （2）山村振興セミナー支援

## 第3 事業実施主体

各事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

### 1 山村活性化対策事業

振興山村を有する市町村、地域協議会なお、事業実施主体が地域協議会の場合には、各構成員が同意した次に掲げる事項を定めた規約等を定めた団体であり、構成員に市町村を含むものとする。

- （1）目的
- （2）構成員、事務局（事務局は事業の実施対象である振興山村内又は振興山村を所轄する市町村の地域内に設置し、事務局の経理事務は振興山村を所轄する市町村が監督するものとする。）、代表者及び代表権の範囲

- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者及び残余財産の処分方法
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) (1) から (6) までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

## 2 商談会開催等事業

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業

## 第4 事業実施期間

交付等要綱第3の2に掲げる各事業の実施期間は、原則として、次の期間を上限とする。

- 1 第2の1の事業については、原則として3年間
- 2 第2の2の事業については、原則として1年間

## 第5 事業の選定方法及び公募

- 1 第2の1の事業については、地方農政局等（事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合にあっては農林水産省農村振興局、それ以外の都府県に所在する場合にあっては地方農政局をいう。）の所管課において、申請された事業実施提案書について事業の必要性や実現性、事業完了後の持続性や自立性について審査を行い、予算の範囲内において選定するものとする。
- 2 第2の2の事業については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

## 第6 事業の実施手続等

- 1 山村活性化対策事業の実施手続（第3の1の事業実施主体のうち交付等要綱別表1の事業区分の（3）のアにおける間接交付事業者を除いた事業実施主体が実施する事業（以下「直接交付事業」という。）の場合）
  - (1) 第2の1の事業を実施しようとする場合にあっては、市町村が山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定による山村振興計画（以下「山村振興計画」という。）を策定するものとする。
  - (2) 事業実施主体は、第5の1の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に、交付等要綱第6に定める事業実施計画（以下「実施計画」という。）を別紙様式第1の1号により策定し、地方農政局長等（事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合にあっては農村振興局長、それ以外の都府県に所在する場合にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に別紙様式第2号により提出するものとする。
  - (3) 事業実施主体が地域協議会の場合には、実施計画に第3の1に定めた規約等

を確認できる資料を添付するものとする。

- (4) 実施計画には、事業実施期間内において実現しようとする販売額、雇用等に係る目標を設けるものとする。

なお、第2の1の事業を実施しようとする場合には、新商品の開発等（既存商品の改良を含む。以下「新商品の開発等」という。）に至る計画及び目標時期も明確にするものとする。

- (5) 地方農政局長等は、(2)により提出された実施計画の内容、対象経費等を審査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認し、別紙様式第3号により、事業実施主体に事業承認通知を交付するものとする。

- (6) 第2の1の事業を複数年にわたって実施しようとする事業実施主体は、事業開始後の成果及び実績を考慮した上で、事業実施期間中の2年目以降の毎年度において、交付等要綱第6の年度別事業実施計画（以下「年度別実施計画」という。）を別紙様式第1の2号により策定し、別紙様式第4号により3月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、提出された年度別実施計画が適当であると認める場合にあっては、予算の範囲内でこれを承認するものとする。

- (7) 地方農政局長は、(5)により承認した実施計画及び(6)により承認した年度別実施計画について、別紙様式第5号により、これを農村振興局長に報告するものとする。

- (8) 5に定める実施計画の重要な変更については、(2)から(5)まで及び(7)に準じて変更を行うものとする。この場合、(2)の規定中「第5の1の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に」とあるのは、「実施計画又は年度別実施計画を変更するときは」と読み替えるものとする。

## 2 山村活性化対策事業（第3の1の事業実施主体のうち交付等要綱別表1の事業区分の(3)のアにおける間接交付事業者が実施する事業（以下「間接交付事業」という。）の場合）の実施手続

- (1) 第2の1の事業を実施しようとする場合にあっては、事業実施主体が所在する市町村が山村振興計画を策定するものとする。

- (2) 事業実施主体は、第5の1の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に、実施計画を別紙様式第1の1号により策定し、都道府県知事に別紙様式第2号により提出するものとし、都道府県知事は、当該実施計画の内容、対象経費等を確認し、交付等要綱や本要領等に照らして適当であると認める場合には、別紙様式第6号により取りまとめて、事業実施主体から提出のあった実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

- (3) 事業実施主体が地域協議会の場合には、実施計画に第3の1に定めた規約等を確認できる資料を添付するものとする。

- (4) 実施計画には、事業実施期間内において実現しようとする販売額、雇用等に係る目標を設けるものとし、新商品の開発等に至る計画及び目標時期も明確にするものとする。

- (5) 地方農政局長等は、(2)により提出された実施計画の内容、対象経費等を審査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認し、別紙様式第7号により、都道府県知事に事業承認通知を交付するものとし、都道府県知事は別紙様式第8号により事業実施主体に通知するものとする。
- (6) 第2の1の事業を複数年にわたって実施しようとする事業実施主体は、事業開始後の成果及び実績を考慮した上で、事業実施期間中の2年目以降の毎年度において、年度別実施計画を別紙様式第1の2号により策定し、別紙様式第4号により3月末日までに都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、別紙様式第9号により取りまとめて、事業実施主体から提出のあった年度別事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、提出された年度別実施計画が適当であると認める場合にあっては、予算の範囲内でこれを承認するものとする。
- (7) 地方農政局長は、(5)により承認した実施計画及び(6)により承認した年度別実施計画について、別紙様式第5号により、これを農村振興局長に報告するものとする。
- (8) 5に定める実施計画の重要な変更については、(2)から(5)まで及び(7)に準じて変更を行うものとする。この場合、(2)の規定中「第5の1の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に」とあるのは、「実施計画又は年度別実施計画を変更するときは」と読み替えるものとする。

### 3 商談会開催等事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、第5の2の選定を受けてから1ヶ月以内に、実施計画を別紙様式第10号により策定し、農村振興局長に別紙様式第11号により提出するものとする。
- (2) 農村振興局長は、(1)により提出された実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。
- (3) 5に定める実施計画の重要な変更については、(1)及び(2)に準じて変更を行うものとする。この場合において、(1)の規定中「第5の2の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に」とあるのは、「実施計画を変更するときは」と読み替えるものとする。

### 4 環境負荷低減のチェックシートの作成等

事業実施主体は、第2の1及び2の事業の実施にあつては、別紙様式第12号の「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、実施計画に添付して地方農政局長等（2の間接交付事業の場合は「都道府県知事を経由して地方農政局長等」とする。4において同じ。）に提出するものとする。

また、実績報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組に

について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、チェックシートを交付等要綱第21第1項の実績報告書に添付して地方農政局長等へ提出するものとする。

チェックシートの提出は、取組初年度の提出を基本としつつ、初年度に全てのチェック項目の確認を実施することが難しい場合には、事業完了までのできるだけ早い時期に提出するものとする。

なお、農林水産省は、チェックシートを提出した者から抽出して、実際に環境負荷低減の取組をしたかどうかの確認を行うこととする。

## 5 実施計画及び年度別実施計画の重要な変更

1の(8)、2の(8)及び3の(3)の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の3割を超える増減
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の廃止

## 6 事業の委託

(1) 事業実施主体は、他の民間団体等に事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を実施計画又は年度別実施計画に記載した上で、第2の1の事業については地方農政局長等（間接交付事業の場合は「都道府県知事を経由して地方農政局長等」とする。（2）において同じ。）に、第2の2の事業については農村振興局長に事業実施の承認を得るものとする。

ア 委託先を決定している場合にあつては、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合にあつては、その選定理由を明らかにした理由書を、第2の1の事業については地方農政局長等に、第2の2の事業については農村振興局長に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託する業務の内容を具体的に明記するものとする。また、委託した業務が終了したかどうかについて、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

## 第7 助成

交付等要綱第3の2の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成21年3月18日付け20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の(2)のアに定める適用除外業務に当たる業務の委託にあつては、この限りではない。この場合において、「委託先」は「事業実施主体」と、

「再委託」は「委託」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は第2の1の事業のうち、直接交付事業の場合にあつては「地方農政局長等」と、間接交付事業の場合にあつては「都道府県知事」と、第2の2の事業にあつては「農村振興局長」と読み替えるものとする。))、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修手当とする。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

## 第8 実施基準等

第2の1の事業を実施しようとする場合にあつては、以下の基準に適合するものとする。

- (1) 山村振興に資するものと見込まれること。
- (2) 自立的・継続的な取組であること。
- (3) 実施計画における事業目標が適正に設定されていること。
- (4) 第4の事業実施期間の後においても取組の継続や発展が見込まれること。
- (5) 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。

## 第9 事業の評価

交付等要綱第7の事業の評価については、次に定めるところにより行うものとする。

### 1 直接交付事業の場合

- (1) 事業実施主体は、事業完了年度までの毎年度、実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、これを公表するものとする。
- (2) (1)のうち事業完了年度については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、事業実施期間における目標の達成状況等の総合的評価を行い、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 事業の評価の報告は、(1)による場合、別紙様式第13号及び第14号、(2)による場合、別紙様式第13号及び第15号により、事業開始年度の翌年度から事業完了年度の翌年度まで、毎年度5月末までに行うものとする。
- (4) (1)又は(2)により報告を受けた地方農政局長は、事業実施主体から報告された当該評価結果を別紙様式第16号により、速やかに農村振興局長に報告するものとする。
- (5) (2)の目標達成率が100%未満であった事業実施主体は、事業完了年度の翌年度の12月末日までに別紙様式第17号に定める改善計画を地方農政局長等に提出するものとする。
- (6) (2)により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業

実施主体に対して、重点的な指導、助言等を行うとともに、その内容を公表するものとする。

- (7) (6) の低調とは、実施計画に定めた事業目標と事業実績を比較し、事業目標の達成率がおおむね50%未満となった場合とする。

## 2 間接交付事業の場合

- (1) 事業実施主体は、事業完了年度までの毎年度、実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するとともに、これを公表するものとする。
- (2) (1) のうち事業完了年度については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、事業実施期間における目標の達成状況等の総合的評価を行い、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で都道府県知事に報告するものとする。
- (3) 事業の評価の報告は、(1) による場合、別紙様式第13号及び14号、(2) による場合、別紙様式第13号及び第15号により、事業開始年度の翌年度から事業完了年度の翌年度まで、毎年度5月末までに行うものとする。
- (4) (1) 又は(2) により報告を受けた都道府県知事は、事業実施主体から報告された当該評価結果を取りまとめ、別紙様式第18号により、速やかに地方農政局長等に提出するものとする。
- (5) 地方農政局長は、(4) により提出された当該評価結果を取りまとめ、別紙様式第16号により、速やかに農村振興局長に報告するものとする。
- (6) (2) の目標達成率が100%未満であった事業実施主体は、事業完了年度の翌年度の12月末日までに別紙様式第17号に定める改善計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (7) (6) により報告を受けた都道府県知事は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して、重点的な指導、助言等を行った上、その内容を別紙様式第19号により取りまとめて地方農政局長等に報告し、地方農政局長等は、その内容を公表するものとする。
- (8) (7) の低調とは、実施計画に定めた事業目標と事業実績を比較し、事業目標の達成率がおおむね50%未満となった場合とする。

## 第10 事業の状況報告

- 1 第2の1の事業を実施する事業実施主体は、交付等要綱第21の1に定める実績報告書の提出に際しては、当該年度の実施計画又は年度別実施計画の取組状況に係る報告書を別紙様式第20号により作成し、併せて提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等又は都道府県知事から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

### 附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け

27 農振第 2326 号農林水産省農村振興局長通知) は、廃止する。

- 3 2の通知によって平成 29 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づき、令和 2 年度までに着手した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農山漁村振興交付金（山村活性化対策）実施要領の規定に基づき、令和 3 年度までに着手した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づき、令和 4 年度までに着手した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき、令和 5 年度までに着手した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき、令和 6 年度までに着手した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。ただし、改正後の第10の1の規定は、この通知による改正前から実施している事業についても適用する。

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 山村活性化対策事業	<p>(1) 地域資源の賦存・利用状況等の調査</p> <p>ア 事業の実施地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況や形態、潜在的な活用可能性・方法等の調査等</p> <p>イ 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査</p> <p>(2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成</p> <p>ア 農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等</p> <p>イ (1) 及び (3) の取組実施、人材育成に必要な技術やノウハウ等に係る実践研修等</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 事業の実施地域が振興山村を有する市町村であって、山村振興法に基づき山村振興計画が作成され、山村振興に取り組んでいる地区であること。</p> <p>(2) 具体的な事業内容欄の (1) から (3) までのいずれかに取り組む事業であること。ただし (1) もしくは (2) に取り組む場合は、(3) のア又はイのいずれかかの取組と併せて実施すること。</p> <p>なお、具体的な事業内容欄の (3) のウからオまでの取組を実施する場合同じについては、取組が山村振興に資することが確実に認められ、また、自立的・継続的な成果となることが確実に見込めるものであること。</p> <p>(3) 実施計画には、事業の実施によって実現しようとする販売額・雇用等に係る目標を設けるとともに、新商品の開発（既存商品の改良含む。）に至る計画及び目標時期を明確にすること。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり1,000万円を上限とする。</p>

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 山村活性化対策事業	<p>(3) 地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組、販売促進</p> <p>ア 新商品開発に向けた取組 事業の実施地域の農林水産物その他の地域資源を活用し、付加価値を向上させた新たな特産物（サービス、業務用一次加工品も含む。）の開発に向けた試作、安全性や品質等の確保のための成分分析や調査、商品開発に当たっての市場調査（現状分析）等</p> <p>イ 既存商品の改良に向けた取組 地域資源を活用した既存の特産物（サービス含む。）の付加価値向上等を図るための改良に向けた試作、安全性や品質等の確保のための成分分析や調査、商品改良に当たっての市場調査（現状分析）等</p> <p>ウ 開発・改良商品の販売に向けた取組 開発・改良商品についてのブランディングや他商品等と差別化を図る取組、商品名・パッケージデザイン、価格戦略（価格設定等）検討のための取組、販売体制の構築のための取組等</p> <p>エ 販路開拓・拡大に向けた取組 開発・改良商品について、販路開拓・拡大するための各種プロモーション（試験販売、広報活動、展示会・商談会等への出展）や販売方法の充実にに向けた取組等</p> <p>オ その他関連する取組</p>		

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
2 商談会開催等事業	<p>(1) 商談会開催支援 山村地域からの参加者とバイヤー等との商談会等の開催・運営等</p> <p>ア 展示商談会・販売会（対面・集合型）への共同出展 （ア）共同ブースの設営や管理運営、山村地域についての情報発信 （イ）山村地域からの参加者の募集、事前説明の実施</p> <p>イ 商談会等開催後のフォローアップ等 （ア）各商談会等参加者へのアンケート調査の実施等を通じて、各参加者の商談・成約状況等を把握 （イ）上記アの実績や（ア）の結果の報告書への取りまとめ</p> <p>(2) 山村振興セミナー支援</p> <p>ア マーケティング基礎講習の開催・運営等 マーケティングや商取引、起業等に係る専門知識を有する者による山村地域からの受講者に対する、山村という条件不利地での商品開発・販売、起業や持続的経営に必要な基礎知識習得のための講習会の開催、受講者同士の情報交換の場の設定、運営</p> <p>イ ビジネスモデル作成ワークショップの開催・運営 山村が有する地域資源を活用したビジネスモデルについて、企画・発表する実践型講習会の開催・運営</p> <p>ウ ア及びイの実績、課題、効果等の把握・分析</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 事項欄の1の事業の推進に資する取組を行う事業であること。</p> <p>(2) インターネットを活用する内容について、ネット上での連絡・対話・調整を効果的に実施するためのシステムを構築するものとし、山村地域のサイト利用者へのサポートも含まれた取組であること。</p>	<p>交付率及び助成額</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>

事業計画開始年度	年度
事業完了年度	年度

農山漁村振興交付金（山村活性化対策）  
山村活性化対策事業実施計画

事業実施主体名

所在地(都道府県・市町村)

振興山村名

指定番号

山村振興計画書

作成年度

作成した自治体

1. 事業実施主体等

事業実施主体名 (市町村又は地域協議会) (注1)		対象地域の都道府県・市町村 (注2)				
振興山村名 (注3)		指定番号				
山村振興計画名 (注4)		作成した自治体				
		作成年度(和暦)				
事業実施主体の代表者氏名		事業実施主体の所在地及び連絡先				
		住所		TEL		
事務局 (注5)		事務局 所在地 及び連 絡先	住所			
団体名(市町村担当課名): 担当者名(市町村担当課長名):			TEL			
		市町村 連絡先	E-mail			
市町村担当課 (注6)			TEL			
		E-mail				
主な活動組織等 (注7)	構成員/ 連携主体 【選択】 (注8)	法人形態等 (注9)	主な役割・活動 (注11)	所在地 (市区町村)	設立年 (注10)	構成員数 (従業員数) (注9・10)
この他の協力主体等						

- 注1 事業実施主体及び対象地域の都道府県・市町村は、ふりがなをつけてください。
- 注2 対象地域の市町村は、現在の市町村名を記載してください。
- 注3 山村振興法に基づいて指定された振興山村について、旧市町村名及び振興山村の指定番号を記載してください。
- 注4 山村振興法に基づいて策定された山村振興計画を作成した自治体名及び作成年度(和暦)を記載してください。
- 注5 事業実施主体が地域協議会の場合は、事務局を務める団体等の名称及び担当者(責任者)を記載してください。事業実施主体が市町村の場合又は事業実施主体の地域協議会の事務局を市町村が務める場合は、市町村担当課名及び担当課長名を記載してください。
- 注6 事業実施主体が地域協議会の場合は、事務局の経理事務監督を担う市町村担当課名を記載し、地域協議会の規約等を添付してください。事業実施主体が市町村の場合は(同上)と記載してください。
- 注7 主な活動組織等には、地域協議会の構成員や、事業の実施に当たって連携する主体等を記載してください。
- 注8 当該活動組織等が「地域協議会の構成員」か「連携する主体」のどちらであるかを選択してください。
- 注9 法人形態等には、地域住民団体、農林漁家団体、NPO、株式会社、個人(農業従事)、農業協同組合、行政機関等の所属の別を記入してください。構成員数は、本交付金に関係する人数のみを記載してください。
- 注10 構成員や連携する主体等が個人や行政機関の場合は、設立年、構成員数(従業員数)を記入する必要はありません。
- 注11 各取組の責任者、会計・経理担当者であれば、その旨を記載してください。また、実施体制図を添付してください。

2. 事業実施地区の現状・課題等

<p>(1) 事業実施地区の現状・課題</p>	<p>・山村振興計画における地域の概況、現状と課題、振興の基本方針等を踏まえて、事業実施地区の概況、事業の必要性を記載してください。</p>
<p>(2) 事業対象とする地域資源の活用に関する現状と課題</p>	<p>1. 本事業で活用を図ろうとする主な地域資源の現状について</p> <p>・事業で対象とする地域資源の概況（農林水産物であれば、生産量、販売量等直近の具体的な数値）を記載してください。</p> <p>2. これらの地域資源を活用した所得・雇用の増大に向けた課題</p> <p>・地域資源の生産・加工に必要なノウハウ等や地域資源の商品化に必要な事項等について記載してください。          ・本交付金事業が完了した後も地域でこの取組を自立的・継続的に実行していくに当たって必要となる人材や施設等の課題について記載してください。          また、これらを解消するための地域資源の権利等の調整や利用形態の再編、人材育成等について記載してください。</p> <p>3. 地域資源の活用に対するこれまでの取組状況</p> <p>・本事業実施主体による本取組の基礎となるような取組や関連する取組などの実績があれば記載してください。          また、取組に参加する活動組織の関連する特徴的な取組があれば記載してください。</p> <p>4. 本取組に関する地域の合意形成</p> <p>・本事業実施に関し、事業実施地区の合意形成の状況について記載してください。</p>
<p>(3) その他特記事項</p>	<p>・上記の項目以外で、特色があり、付加価値の高い取組を実現し、かつ、自立的に本取組を継続するための要素となる地域の特徴・特色（強み）等について記載してください。</p> <p>・農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策（地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型））と連携した取組である場合には、農山漁村振興交付金の活性化計画を添付してください。</p> <p>・地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する場合には、地域再生計画を添付してください。</p> <p>・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画と関連する場合には、国土強靱化地域計画を添付してください。</p>

3. 事業実施計画(取組内容)

(1)取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2. の課題を踏まえて、本事業で取り組む事項等を実施要領別表1の1の事業内容を参考に、簡潔に記載してください。</li> </ul>																																										
(2)事業内容	<p><b>【全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全事業実施期間の取組や実施手順、スケジュールの概要、事業実施手法について記載してください。</li> <li>・取組に参加する予定の個々の活動組織と想定される活動内容や役割分担等について記載してください。取組活動がどのように成果目標に結びつくのか記載してください。</li> </ul> <p><b>【1年目:〇〇年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目ごとの取組内容、実施主体、関係活動組織、外部関係者、期待される成果を記載してください。予定する事業実施期間の全期間にわたって年度ごとに記載してください。</li> <li>・1年目については特に詳細に記載してください。</li> <li>・本事業実施計画の承認が次年度以降の取組の承認を約束するものではありません</li> </ul> <p><b>【2年目:〇〇年度】</b></p> <p><b>【3年目:〇〇年度】</b></p>																																										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">いずれか1つ必須</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">いずれか1つ必須</div>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:35%;">指標</th> <th style="width:10%;">現在 (〇〇年度)</th> <th style="width:10%;">事業開始 10年目</th> <th style="width:10%;">1年目 (〇〇年度)</th> <th style="width:10%;">2年目 (〇〇年度)</th> <th style="width:10%;">3年目 (〇〇年度)</th> <th style="width:15%;">取組完了年 (〇〇年度) ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(販売額に関する指標)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(雇用に関する指標)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(商品開発数)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(商品改良数)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(上記以外の指標)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">上段:単年度の目標値 下段:1年目以降の累計値</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">※「取組完了年」欄は、事業で取り組んだ商品開発又は改良が全て完了する年度が事業完了年度と異なる場合に記載し、各指標の累計目標値を記載してください。</p>	指標	現在 (〇〇年度)	事業開始 10年目	1年目 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)	取組完了年 (〇〇年度) ※	(販売額に関する指標)							(雇用に関する指標)							(商品開発数)							(商品改良数)							(上記以外の指標)						
指標	現在 (〇〇年度)	事業開始 10年目	1年目 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)	取組完了年 (〇〇年度) ※																																					
(販売額に関する指標)																																											
(雇用に関する指標)																																											
(商品開発数)																																											
(商品改良数)																																											
(上記以外の指標)																																											
(3)事業目標 (成果指標等)	<p><b>【事業目標に関する成果指標の選定の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売額・雇用に関する指標及び新商品開発数・既存商品改良数はそれぞれ少なくともいずれか1つは必須とし、取組内容に応じ、活動数、活動参加人数、地域資源を用いた商品の開発実践数、購入者数等、実施する取組にふさわしい指標を設定してください。</li> <li>・それぞれにの指標について設定する妥当性を記載してください。</li> </ul> <p><b>【目標値設定の考え方、増加割合の根拠となるデータ・目標値の確認方法等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定した指標について、関連する指標の全国値の増加率や事業実施地域の現状、事業の内容等を考慮し、目標値を設定してください。</li> <li>・その際に利用したデータ及び出典を記載(別紙可)してください。あわせて、設定した目標値等の確認方法を具体的に記載してください。</li> </ul>																																										

<p>(4) 事業完了後の 目標達成までの取 組内容等</p>	<p>〔 ・取組内容、実施主体、関係活動組織、外部関係者、期待される成果等を記載してください。 〕</p>
<p>(5) 事業完了後に 期待される効果</p>	<p>・事業の実施が山村の地域経済にどのようなインパクトを与えるのか記載してください。 (例えば、おおむね5～10年後の将来ビジョンを踏まえた、本事業の効果など)</p>
<p>(6) 事業完了後の 持続性・自立性等</p>	<p>・事業の実施結果が自立的で持続的なものとなるための取組や工夫を記載してください。 ・事業完了後の市町村等によるフォローアップ体制等について記載してください。</p>

4. 年度別事業計画とその経費の内訳(※積算資料を添付してください。)

1年目(〇〇年度)の取組事項と経費					単位:千円
取組事項	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	市町村費 ③	その他 ④	備考
(1) 地域資源の賦存・利用状況等の調査	0	0	0	0	※ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体と事業名を記載してください。  ※ 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。
(2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成	0	0	0	0	
(3) 地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組、販売促進	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	

2年目(〇〇年度)の取組事項と概算経費					単位:千円
取組事項	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	市町村費 ③	その他 ④	備考
(1) 地域資源の賦存・利用状況等の調査	0	0	0	0	※ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体と事業名を記載してください。  ※ 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。
(2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成	0	0	0	0	
(3) 地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組、販売促進	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	

3年目(〇〇年度)の取組事項と概算経費					単位:千円
取組事項	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	市町村費 ③	その他 ④	備考
(1) 地域資源の賦存・利用状況等の調査	0	0	0	0	※ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体と事業名を記載してください。  ※ 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。
(2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成	0	0	0	0	
(3) 地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組、販売促進	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	

事業計画開始年度	年度
事業完了年度	年度

農山漁村振興交付金（山村活性化対策）  
〇〇年度 年度別事業実施計画

事業実施主体名

所在地（都道府県・市町村）

1. 事業実施計画(取組内容)

事業内容	<p><b>【全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全事業実施期間の取組や実施手順、スケジュールの概要、事業実施手法について記載してください。</li><li>・取組に参加する予定の個々の活動組織と想定される活動内容や役割分担等について記載してください。取組活動がどのように成果目標に結びつくのか記載してください。</li></ul> <p><b>【1年目:〇〇年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・項目ごとの取組内容、実施主体、関係活動組織、外部関係者、期待される成果を記載してください。予定する事業実施期間の全期間にわたって年度ごとに記載してください。</li><li>・当該年度については特に詳細に記載してください。過年度については実績を記載し、計画との主な変更点・内容等についても記載してください。次年度以降については、見込みを記載してください。</li><li>・本実施計画の承認が次年度以降の取組の承認を約束するものではありません。</li></ul> <p><b>【2年目:〇〇年度】</b></p> <p><b>【3年目:〇〇年度】</b></p>
------	--

2. 年度別事業計画とその経費の内訳(※積算資料を添付してください。)

1年目(〇〇年度)の取組事項と経費 ※過年度分は実績					単位:千円
取組事項	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	市町村費 ③	その他 ④	備考
(1) 地域資源の賦存・利用状況等の調査	0	0	0	0	※ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体と事業名を記載してください。  ※ 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。
(2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成	0	0	0	0	
(3) 地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組、販売促進	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	

2年目(〇〇年度)の取組事項と経費					単位:千円
取組事項	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	市町村費 ③	その他 ④	備考
(1) 地域資源の賦存・利用状況等の調査	0	0	0	0	※ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体と事業名を記載してください。  ※ 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。
(2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成	0	0	0	0	
(3) 地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組、販売促進	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	

3年目(〇〇年度)の取組事項と経費					単位:千円
取組事項	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	市町村費 ③	その他 ④	備考
(1) 地域資源の賦存・利用状況等の調査	0	0	0	0	※ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体と事業名を記載してください。  ※ 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。
(2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成	0	0	0	0	
(3) 地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組、販売促進	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	

別紙様式第2号

番  
年月

号  
日

地方農政局長等 殿  
(間接交付事業の場合は、「都道府県知事」)

市町村長又は地域協議会代表者名

〇〇年度 山村活性化対策事業実施計画に係る事業承認(変更)申請について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第6の1の(2)(第6の2の(2))の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

別紙様式第3号

番 年 月 号 日

市町村長又は地域協議会代表者名 殿

地方農政局長等

〇〇年度 山村活性化対策事業実施計画に係る事業承認通知について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった、山村活性化対策事業実施計画について承認したので通知する。

ただし、事業の実施に要する経費は農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第7の規定に基づくものとし、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

別紙様式第4号

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿  
(間接交付事業の場合は、「都道府県知事」)

市町村長又は地域協議会代表者名

〇〇年度 年度別山村活性化対策事業実施計画の提出について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第6の1の(6)(第6の2の(6))の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

別紙様式第5号

番  
年      月      号  
日

農村振興局長      殿

地方農政局長

〇〇年度 山村活性化対策事業実施計画(変更)の報告について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第6の1の(7)(及び第6の2の(7))の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事名

〇〇年度 山村活性化対策事業実施計画に係る事業承認(変更)申請について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第6の2の(2)の規定に基づき、関係する事業実施計画書を添えて提出します。

No	事業実施主体	市町村名

番 年 月 号 日

都道府県知事名 殿

地方農政局長等

〇〇年度 山村活性化対策事業実施計画に係る事業承認通知について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった、山村活性化対策事業実施計画について以下のとおり承認したので通知する。

ただし、事業の実施に要する経費は農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第7の規定に基づくものとし、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

No	事業実施主体	市町村名



番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事名

〇〇年度 年度別山村活性化対策事業実施計画の提出について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第6の2の(6)の規定に基づき、関係する事業実施計画書を添えて提出します。

No	事業実施主体名	市町村名	事業費額

## 事業実施計画

(商談会開催等事業)

1 事業実施主体等

フリガナ	
団体等名称	
氏名フリガナ	
代表者役職及び氏名	
氏名フリガナ	
連絡窓口担当者役職及び氏名 <sup>(※)</sup>	
団体等の主たる事務所の所在地	
団体等の連絡先TEL	
団体等の連絡先E-mail	

※連絡窓口担当者が代表者と同一の場合は記入する必要はありません。

2 振興山村地域の課題(全体的な課題)

3 課題への対応策(特に、地域資源を活用した地域振興策について、その有効性・必要性等も含め記載してください。)

4 3の対応の結果、期待される成果(目標)

5 実施体制

事業を実施するための運営責任者(プロジェクトマネージャー)を明確にし体制図を添付すること。

6 事業計画(取組内容)

実施要領別表の項目ごとに記載するものとする。なお、相乗効果の発現・効果向上を図るため、各項目を複合して実施する場合は、その旨が分かるように記載し、該当項目欄には、「項目(a)と複合実施のため、同項欄に記載」などと記入すれば良い(同じ内容を再掲する必要はない。)

(1)取組のポイント

実施要領別表2(1)の内容について

--

実施要領別表2(1)の取組内容にて達成される目標について

	達成目標	目標値	測定方法
1			
2			
3			

- ※ 具体的な達成目標を設定ください。
- ※ 達成目標数は上限を設けておりませんので、適宜行を追加し設定ください。
- ※ 目標値には単位も設定してください。

実施要領別表2(2)の内容について

--

実施要領別表2(2)の取組内容にて達成される目標について

	達成目標	目標値	測定方法
1			
2			
3			

- ※ 具体的な達成目標を設定ください。
- ※ 達成目標数は上限を設けておりませんので、適宜行を追加し設定ください。
- ※ 目標値には単位も設定してください。

(2) 事業実施内容

実施要領別表2(1)ア

実施要領別表2(1)イ

実施要領別表2(2)ア

実施要領別表2(2)イ

実施要領別表2(2)ウ

7 経費の内訳(積算の根拠となる資料を添付してください。)

取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
<b>1商談会開催支援</b>					※ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体と事業名を記入してください。 ※ 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記入してください。 積算根拠となる資料(見積書・カタログ・パンフレットの写し等)、を必ず添付してください。 当該積算資料が各経費項目のどれに該当するのか分かるよう、当該資料の欄外に項目番号(1①や2⑤など)を記入してください。  ※ 1及び2の両項目に係る内容について、分割せず、一括で外部委託する場合は、どちらか1つに合計を計上しつつ、備考欄にその旨記入してください。
① 人件費					
② 報償費					
③ 需用費					
④ △△費					
⑤ ○○費					
⑥ …					
⑦ …					
⑧ …					
⑨ …					
⑩ …					
⑪ …					
⑫ …					
<b>2山村振興セミナー支援</b>					
① □□費					
② ▽▽費					
③ ◇◇費					
④ △△費					
⑤ ○○費					
⑥ …					
⑦ …					
⑧ …					
⑨ …					
⑩ …					

別紙様式第11号

番  
年      月      号  
日

農林水産省農村振興局長      殿

事業実施主体名  
代表者名

〇〇年度山村活性化支援交付金(商談会開催等事業)の事業実施計画の承認(変更)申請につ  
いて

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産  
省農村振興局長通知)の第6の3の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

## 「みどりチェック」 チェックシート

事業名			
事業実施主体名		↓該当する方に○	
代表者氏名		申請時 (します)	<input type="checkbox"/>
住所		報告時 (しました)	<input type="checkbox"/>

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック

<b>環境関係法令の遵守等</b>	
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
<b>エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除</b>	
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	
<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討
<b>生物多様性への悪影響の防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

## &lt;報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて&gt;

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別紙様式第13号

番  
年      月      号  
日

地方農政局長等      殿  
(間接交付事業の場合は、「都道府県知事」)

市町村長又は地域協議会代表者名

〇〇年度 山村活性化支援交付金事業実施評価の報告について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261農林水産省  
農村振興局長通知)の第9の1の(1)(第9の2の(1))の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

〇〇年度 山村活性化支援交付金事業実施評価書

1. 事業名

2. 事業実施主体名

3. 事業概要

・事業目的

・事業費・交付額(単位:円)                      事業費                      0円   交付額                      0円

・事業実施期間                      年 月 日   ~   年 月 日

4. 事業実施結果

・目標達成状況

指標	当該年度 目標値	実績値	達成率
・販売額、雇用等に関する指標			

(計測方法)〇〇

達成状況が目標どおりとならなかった主な理由

--

※ 事業完了年度以外の評価については、こちらの様式を用いるものとする。

〇〇年度 山村活性化支援交付金事業実施評価書

1. 事業名

2. 事業実施主体名

3. 事業概要

・事業目的

・事業費・交付額(単位:円)                      事業費                      0円   交付額                      0円

・事業実施期間                      年 月 日   ~   年 月 日

4. 実績評価

(1) 目標の達成状況等の総合的評価

(2) 取組状況

(3) 事業実績

(4) 実施体制

(5) その他事項

5. 事業実施結果

・目標達成状況

指標	〇〇年度 目標値	〇〇年度 実績値	事業期間 の累計 目標値	事業期間 実績値	事業期間 における 達成率
・販売額、雇用等に関する指標					

(計測方法)〇〇

・所見

--

※ 事業完了年度の評価については、こちらの様式を用いるものとする。

別紙様式第16号

番 年 月 号 日

農村振興局長 殿

地方農政局長

〇〇年度 山村活性化支援交付金事業実施評価の報告について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第9の1の(4)(第9の2の(5))の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。



(別紙)

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)事業改善計画

1 目標の達成状況

指 標	事業期間			目標達成状況
	(〇〇年度～〇〇年度)			
	目標値	実績	単位	

2 目標未達成の主な要因・理由

(注) 目標未達成の要因が気象災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載してください。

3 改善計画

【2の主な要因・分析を踏まえた目標達成のための改善方法及びスケジュールを記載してください。】

別紙様式第18号

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事名

〇〇年度 山村活性化支援交付金事業実施評価の報告について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第10の1の(4)の規定に基づき、関係する事業実施評価書を添えて報告します。

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事名

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)に係る指導等の報告について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)の第9の2の(7)の規定に基づき、関係する事業改善計画を添えて報告します。

事業実施主体名	市町村名	指導・助言内容

〇〇年度 山村活性化支援交付金に係る取組内容報告書

1. 事業名

2. 事業実施主体名

3. 取組内容

【実施期間】 年 月 日から 年 月 日まで

【取組内容】

・事業実施計画書に記載した事業内容について、実施した取組の内容や成果を記述してください。

【計画との変更点】

・事業実施計画書に記載したものの実施しなかった取組や、当初予定していなかったが追加した取組がある場合は、その実施理由を記載してください。

【次年度に繰越・継続する取組や課題等】

4. 参考資料

3の実施を証する資料として、委託報告書、開発した商品の作成手順書、会議・旅行復命書、成果品写真等を添付すること。